

■組合費（月額） 建設業事業者向けサポート内容の組み合わせにより、以下の3つのコースからお選びいただけます

コース 実施時期	建設業許可 (決算変更届) 毎年	建設業許可 (更新) ※1 5年に1回	経営事項審査 毎年	入札資格申請 毎年	組合費 (月額)	オプション (大臣許可)	オプション (特定許可)
A	●	●	-	-	¥5,000	+ ¥5,000 (月額)	+ ¥10,000 (月額)
B	●	●	●	-	¥15,000		
C	●	●	●	●	¥25,000		

※1：建設業許可（更新）については、申請を行う際に、別途建設業許可の申請手数料（又は登録免許税）が必要になります。
 申請手数料（又は登録免許税）は裏面の表でご確認ください。

■建設業許可 スポット申請手続き費用（一時費用、組合員向け優待価格）

申請内容	区分		業種	組合手数料 (税込)	行政に納める金額※2 知事許可：申請手数料 大臣許可：登録免許税	合計（税込）
新規 許可換え 新規 般・特 新規	知事許可	個人	一般建設業	¥129,800	¥90,000	¥219,800
			特定建設業	¥198,000	¥90,000	¥288,000
		法人	一般建設業	¥148,500	¥90,000	¥238,500
			特定建設業	¥228,800	¥90,000	¥318,800
	大臣許可	個人	一般建設業	¥184,800	¥150,000	¥334,800
			特定建設業	¥217,800	¥150,000	¥367,800
		法人	一般建設業	¥207,900	¥150,000	¥357,900
			特定建設業	¥297,000	¥150,000	¥447,000
業種 追加	知事許可	個人	一般建設業	¥84,700	¥50,000	¥134,700
			特定建設業	¥108,900	¥50,000	¥158,900
		法人	一般建設業	¥94,600	¥50,000	¥144,600
			特定建設業	¥121,000	¥50,000	¥171,000
	大臣許可	個人	一般建設業	¥99,000	¥50,000	¥149,000
			特定建設業	¥118,800	¥50,000	¥168,800
		法人	一般建設業	¥124,300	¥50,000	¥174,300
			特定建設業	¥144,100	¥50,000	¥194,100
各種 変更届	変更事項 により 変動	個人	一般建設業	¥22,000	-	¥22,000
			特定建設業			
		法人	一般建設業			
			特定建設業			

※2：上記の複数組合せ、もしくは一般と特定の両方をお持ちの場合などは、申請手数料（又は登録免許税）は裏面の表でご確認ください。

■建設業許可の申請手数料・登録免許税

申請の区分	知事許可		大臣許可	
	一般建設業または特定建設業の いずれか一方のみの申請	一般建設業と特定建設業の 両方同時の申請	一般建設業または特定建設業の いずれか一方のみの申請	一般建設業と特定建設業の 両方同時の申請
新規	9万円	18万円	15万円（登録免許税）	30万円（登録免許税）
許可換え新規	9万円	18万円	15万円（登録免許税）	30万円（登録免許税）
般・特新規	9万円	—	15万円（登録免許税）	—
業種追加	5万円	10万円	5万円（収入印紙）	10万円（収入印紙）
更新	5万円	10万円	5万円（収入印紙）	10万円（収入印紙）
般・特新規 + 業種追加	14万円		15万円（登録免許税）+ 5万円（収入印紙）	
般・特新規 + 更新	—	14万円	—	15万円（登録免許税） + 5万円（収入印紙）
業種追加 + 更新	10万円	業種追加を一般・特定的一方で、 更新を一般・特定の両方で 15万円	10万円（収入印紙）	業種追加を一般・特定的一方で、 更新を一般・特定の両方で 15万円（収入印紙）
		業種追加を一般・特定の両方で、 更新を一般・特定の両方で 20万円		業種追加を一般・特定の両方で、 更新を一般・特定の両方で 20万円（収入印紙）
般・特新規 + 業種追加 + 更新	—	19万円	—	15万円（登録免許税） + 10万円（収入印紙）